

三重県政務調査費の交付に関する条例

平成十三年三月二十七日

三重県条例第四十九号

最終改正：平成二十三年六月三十日

三重県条例第三十三号

三重県政務調査費の交付に関する条例をここに公布します。

三重県政務調査費の交付に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、三重県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一四年条例四四号・二〇年三九号〕

(政務調査費の交付)

第二条 政務調査費は、三重県議会の会派（所属議員が一人の会派を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

(政務調査費の額)

第三条 会派に係る政務調査費の額は、一月当たり、十五万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務調査費の額は、一月当たり、十八万円とする。

(政務調査費の交付対象等)

第四条 会派に係る政務調査費は、月の初日に結成されている会派を交付の対象とし、前条第一項の所属議員数は、月の初日における各会派の所属議員数とする。

2 月の途中において、会派の所属議員数の異動、会派の結成、合併、分離若しくは解散又は議会の解散があつた場合においても、当該月の会派に係る政務調査費の額は変更しない。

3 会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

4 議員に係る政務調査費は、月の初日に在職する議員を交付の対象とする。

5 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合においても、当該月の議員に係る政務調査費の額は変更しない。

(会派の届出)

第五条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、議長が別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

2 会派が解散したときは、代表者は議長が別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第六条 議長は、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について、議長が別に定める様式により毎年度四月五日までに知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による通知の後、当該年度終了までの間において、前条の規定による届出がなされ、前項の規定による通知の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第七条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求する

ものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務調査費を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、第五条第一項の会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が解散したときは、当該会派の代表者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の用途)

第九条 会派及び議員は、政務調査費を別表に定める用途の項目ごとに議長が別に定める用途基準に従い支出しなければならない。

一部改正〔平成一九年条例三三号〕

(収支報告書)

第十条 会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年

度終了後三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 一 政務調査費に係る収入の総額
 - 二 政務調査費に係る支出の総額並びに別表に定める使途の項目ごとの支出の額及び主たる支出の内訳
 - 三 政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除した額
- 2 会派の代表者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を、解散の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第一項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 会派の代表者及び議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる証拠書類等を添付しなければならない。
- 一 政務調査費に係る領収書その他の証拠書類の写し
 - 二 議長が別に定める書類
- 一部改正〔平成一九年条例三三号・二〇年二九号〕

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第十二条 会派の代表者及び議員は、第十条第一項第三号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び写しの閲覧)

第十三条 議長は、第十条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等を、その提出すべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類等の写しを作成し、これを閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定による写しの作成は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条各号に規定する非開示情報を除いて行うものとする。
- 4 第二項の規定による閲覧は、議長が別に定める方法により行うものとする。

一部改正〔平成一九年条例三三号〕

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

一部改正〔平成二一年条例四〇号〕

(政務調査費の額の特例)

- 2 平成二十一年四月一日から平成二十三年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、十一万七千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

追加〔平成二一年条例四〇号〕

- 3 平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

追加〔平成二三年条例三十三号〕

附 則 (以下省略)

別表 (第九条・第十条関係)

種 別	使途の項目
会派に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務費 人件費
議員に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務所費 事務費 人件費